

定住自立圏の形成に関する協定書



豊岡市・香美町

定住自立圏の形成に関する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と香美町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担して、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 （別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 （別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 （別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとするときは、それぞれの議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、議会の議決書の写しを添付した書面により、この

協定の廃止を求める旨を他方に通告するものとする。

2 この協定は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成24年7月3日

豊岡市中央町2番4号

甲 豊岡市
豊岡市長

中 貝 宗 治



美方郡香美町香住区香住 870 番地の1

乙 香美町
香美町長

長 瀬 幸 夫



別表第 1（第 3 条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

周産期医療体制及びネットワークの整備	取組の内容	公立豊岡病院に、周産期医療センターを整備するとともに、運営体制等と併せて機能の充実を図る。 南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する周産期医療センターを整備するために必要な費用を負担するとともに、取組の調整を図る。 (2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する周産期医療センターを整備するために必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワーク構築に向けた検討を行う。
救急医療体制の充実	取組の内容	ドクターカーの安定的な運行により、圏域の救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。 また、圏域に小児救急医療電話相談を共同で設置し、症状に応じた適切な対処方法、受診への助言等を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 乙や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。

	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。
--	------	--

2 産業振興

観光の振興	取組の内容	圏域の貴重な地球活動遺産である山陰海岸ジオパークを保護・保全するとともに、一層のPRに努め、特有の地域資源を活用した観光の振興を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ジオパーク活動に取り組み、観光の振興を図るとともに、必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ジオパーク活動に取り組み、観光の振興を図るとともに、必要な費用を負担する。

3 環境

循環型社会の構築	取組の内容	圏域の廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること及び循環型社会の構築に寄与することを目的としてごみ処理施設を整備する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の整備の促進を図るとともに、整備及び運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の整備の促進を図るとともに、整備及び運営に必要な費用を負担する。

4 防災

防災力の向上	取組の内容	大規模災害発生時における相互応援協定に基づき、圏域の応援体制の強化を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

但馬空港の利用促進	取組の内容	コウノトリ但馬空港の一層の利用を促進するとともに、東京直行便の就航に向けての取組を強化する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、運賃助成や広報活動等によりコウノトリ但馬空港の利用促進を進めるとともに、東京直行便の就航に向けて関係機関に対して積極的な働きかけを行う。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、運賃助成や広報活動等によりコウノトリ但馬空港の利用促進を進めるとともに、東京直行便の就航に向けて関係機関に対して積極的な働きかけを行う。
地域公共交通の利用促進	取組の内容	圏域内外の広域的な移動手段を確保するため、鉄道やバスの利用を促進するとともに、路線の運行維持に連携して取り組む。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、鉄道やバスの利用を促進するとともに、情報提供や情報の共有化を図り、圏域における課題等について検討を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、鉄道やバスの利用を促進するとともに、情報提供や情報の共有化を図り、圏域における課題等について検討を行う。

2 圏域内外の住民との交流・移住促進

独身男女の出会いの機会の提供	取組の内容	圏域内外の独身男女の出会いの機会等を提供する事業に取り組む。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、効果的な事業の企画・運営を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、効果的な事業の企画・運営を行う。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材の育成

圏域の職員育成	取組の内容	新たな行政ニーズへの対応や法制執務能力の向上を目的として、圏域の職員を対象に研修を実施する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、新任職員研修や各種特別研修に取り組むとともに、必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、新任職員研修や各種特別研修に取り組むとともに、必要な費用を負担する。

